

消費税率引き上げに係る水道料金の経過措置について

施行日 令和元年10月1日

- ① 令和元年10月1日より前から継続して使用し、10月中に確定[※]する料金 ⇒ 旧税率 8%
- ② 令和元年10月1日より前から継続して使用し11月中に確定する料金のうち、その期間(使用開始日又は前回確定日から当月確定日)が2か月以内の場合 ⇒ 旧税率 8%
- ③ 令和元年10月1日より前から継続して使用し11月中に確定する料金のうち、その期間が2か月を超える場合 ⇒ 金額の1/3を新税率 10%、2/3を旧税率 8%
- ④ 令和元年10月1日以降に使用開始(又は前回確定)し、その後確定する料金 ⇒ 新税率 10%

※ 確定…水道メーターの検針後に調査、確認を経て水量、金額を決定(確定)する行為

